

令和7年8月5日

旅客船の輸送の安全確保に関する警告^{注1}書を発出しました

令和7年5月30日に JR 西日本宮島フェリー株式会社に対して、中国運輸局の運航労務監理官が、海上運送法第25条第1項^{注2}に基づく立入検査を実施したところ、船舶乗組員に対するアルコール検知器を用いたアルコール検査の一部未実施の事実が確認されました。

今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、下記のとおり輸送の安全確保に関する警告書を発出しましたので、お知らせいたします。

注1：警告：国土交通省海事局長通達「旅客運送船舶運航事業者に対する行政処分等の基準について」（令和6年3月29日付け国海安第183号、国海内第199号、国海外第700号）によって違反点数制度による処分基準が定められている。違反点数の累計が16点未満の場合には、原則警告等の行政指導を行うこととなる。

注2：海上運送法第25条第1項（抜粋）：「国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に定期航路事業等の用に供する船舶、事業場その他の場所に臨んで、帳簿書類等に関し検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。」

記

1. 発出年月日

令和7年8月5日（火）

2. 対象事業者

事業者の名称：JR 西日本宮島フェリー株式会社

事業者の住所：広島県廿日市市宮島口1丁目11-5

代表者の氏名：代表取締役社長 酒井 稔

3. 警告の内容

以下に掲げる措置について、令和7年9月5日（金）までに当局あて文書で報告すること。

- (1) 安全統括管理者等は、安全管理規程第36条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査を徹底すること。

4. 当該事業者に対する違反点数付与状況

今般付与する違反点数及び当該事業者の累積違反点数は、以下のとおり。

- (1) 今般付与する違反点数
 - ・アルコール検査の未実施 2点
- (2) 当該事業者の累計点数 2点

【問い合わせ先】

中国運輸局海上安全環境部 運航労務監理官

なかばやし たなべ あらかわ
中 林 ・ 田 邊 ・ 荒 川 TEL:082-228-8708